

倉敷市環境審議会（平成23年度第2回）議事録（要旨）

日 時 平成24年1月26日（木）

14:00～16:00

場 所 倉敷市水道局庁舎3階大会議室

出席委員 青山会長、井上副会長、青江委員、内田委員、小田委員、梶田委員、中川委員、難波委員、西平委員、廣田委員、本郷委員、溝手委員、村松委員、森分委員、八島委員、安原委員、脇本委員

事務局 環境リサイクル局 物部局長

環境政策部 塩尻部長、國枝次長、中原副参事、小田副参事

環境政策課 永瀬課長、岡本課長補佐、瀧本係長、若狭副主任

地球温暖化対策室 大江室長

環境監視センター 牧野主幹

傍聴者 0 名

報道関係 0 社

1 開会 あいさつ（物部局長）

2 議事

（会長）それでは条例に従いまして、この環境審議会の司会を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名委員を中川委員と難波委員にお願いしたいと思います。また、この審議会は公開としておりますが、一般市民の傍聴者はいらっしゃいません。

（1）平成23年度版「倉敷の環境白書」について

（会長）それでは議事に入りたいと思います。まず、平成23年度版「倉敷の環境白書」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）それでは、平成23年度版「倉敷の環境白書」の概要について説明します。

先日、委員の皆様には、倉敷の環境の現状や施策の進捗状況等を取りまとめました、平成23年度版「倉敷の環境白書」の冊子を郵送させていただきましたが、本日は、その概要について、簡単にご説明したいと思います。

白書の中の重点項目の達成状況については、前回の7月の審議会でご説明いたしましたので、今回は市内の環境の現状と推移等を中心にまとめたもの、お手元の資料、右上に「議事1」と書かれた概要版でございますが、これを使用して説明させていただきます。

まず、最初に「倉敷市の環境行政と概況」についてですが、環境に関する市民の関心について、アンケート調査を実施した結果を掲載しております。関心の高い項目は、順番に「ごみの減量」「水質汚濁防止」「大気汚染防止」といった結果となっています。

次に、倉敷市の環境関係経費の推移ですが、グラフのとおり、ここ10年横ばいないしは減少傾向で、全体の概ね1割弱の240億円前後で推移しています。

次のページにいきまして、気象や人口などについてですが、気温につきましては、昭和45年度に比べて、平均気温は近年約1～2度上昇していることがわかります。

続きまして、倉敷市の環境の現状と推移ですが、まず「自然環境」についてご説明いたします。市の環境基本計画の基本目標に自然環境の保全がありますが、これにつきましては、実行計画として「ネイチャープラン」を策定し、様々な事業を実施しています。このネイチャープランにつきましては、平成23年度からの新たな計画を策定しているところですが、その中身につきましては、後の議事に出てきますので、その時にご説明いたします。

倉敷市の自然環境の特徴について、4ページの中程に書いてありますが、市内の維管束植物は約1,450種、動物については、イノシシ、キツネ、イタチなど20種類、鳥類は230種類、昆虫類は2,800種類確認されています。

次のページ、希少野生生物の保護についてですが、市内にも全国的に希少な種が存在しておりまして、倉敷版レッドデータブックを作成して、HP等で掲載しております。先日、皆さまにお送りいたしました資料編の冊子の中にも掲載しておりますので、後日、確認いただければと思います。写真にあるように、ダルマガエルやスイゲンゼニタナゴなどが市内に生息しております。

続きまして、市内の外来生物、もともと日本にいなかった生物のことですが、6ページの表や写真にありますように、平成20年度に確認されたセアカコケグモ、平成22年度に初めて確認されたアライグマ（大平山）など市内にも多くの外来生物が生息しています。生息状況の調査結果については、外来生物の理解を深めて、今後の対策に役立てていけるよう、22年度には、自然保護監視員や関係自治体職員、市職員、市民を対象とした報告会を開催しております。

続きまして、7ページ「大気汚染の防止」をご覧ください。

大気汚染の原因として、工場や自動車からの排出ガスなどがありますが、市内の大気環境の状況を調べるために、7ページの図にありますように、25ヵ所に大気測定局がありまして、水島の福田町にあります環境監視センター、地図の②ですが、このテレメータシステムで、24時間常時監視をしております。次の議事でご説明しますが、環境監視センターは4月1日に環境交流スクエアに移転することとなっています。測定結果の推移につきましては、8ページの表にありますように、年間の平均値については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの項目は概ね減少傾向にありますが、光化学オキシダントについては、近年、増加ないしは横ばいの傾向にあります。また、次のページにありますように、環境基準の達成率につきまして、22

年度は浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて、達成していない状況となっています。浮遊粒子状物質につきましては、11月に大量の黄砂が飛来したため、こういう状況になっています。光化学オキシダントは、夏場に濃度が上昇しやすい傾向となっておりまして、濃度が上昇した時には、オキシダント情報、注意報を発令して、FM放送やインターネットなどを通じて、注意喚起を行っています。10ページのグラフにありますように、ここ5年、情報や注意報の回数が増加傾向にあります。続きまして、発がん性などが指摘されている有害大気汚染物質について、ここでは、ベンゼンのグラフを載せていますが、平成9年の測定開始から、水島の松江局などで環境基準を超えておりましたが、20年度以降は、環境基準を達成しております。この理由としては、ベンゼンを製造又は使用している事業者からのベンゼン排出量が年々減少してきていることが考えられます。その他にもトリクロロエチレンなど3種類が有害大気汚染物質としてありますが、測定開始以来、環境基準を満足しております。

次のページにいきまして、ダイオキシン類の結果ですが、測定開始以来、環境基準を達成しております。

続きまして、市内の水質環境の現状ですが、倉敷市では、河川18地点、海域21地点で水質調査を実施しております。まず、河川の水質の状況ですが、川の汚れの目安であるBODの環境基準達成率の推移ですが、表のとおり、それぞれの河川で環境基準を達成しております。次のページに各地域のBODの経年変化をのせていますが、概ね減少傾向がみられます。また、赤潮などを引き起こす原因物質であります、窒素、りんにつきましても、同様に減少傾向がみられます。次に海の水質の状況につきまして、海の汚れの目安であるCODの環境基準達成率を14ページに載せてありますが、ここ10年でみますと、海域全体で改善傾向がみられています。また、15ページにCODの濃度の経年変化がありますが、緩やかではありますが、減少傾向となっています。次のページ、16ページの窒素、りんの経年変化につきましても、CODと同様に緩やかな減少傾向がみられています。

続きまして、ダイオキシン類の調査結果ですが、河川、海域、地下水について毎年実施していますが、16ページ、17ページの表にありますように、測定開始以降、環境基準を満足しております。

次に、市内の工場や事業場の水質関係の立入調査の状況です。倉敷市では、水島コンビナート企業をはじめ、市内の各種工場について、監視・指導を行っています。その立入状況等は17ページの下グラフのとおり、22年度は約150の工場に立入し、排水違反率は約4%でした。違反した場合は、排水処理施設の改善指導や再度の立入調査を実施しております。

また、一番下に下水道等の普及率をグラフ化しています。少しずつですが、普及率はアップしておりまして、22年度現在71.5%となっております。こういった下水道普及率の上昇により、河川や海の汚染物質が減少している一因になっているものと思われます。

次に19ページ、騒音・振動の防止です。毎年様々な苦情や相談が寄せられていますが、法に基づく規制対象事業場数は、表のとおり、騒音で600工場程度、振動で300程度となっております。また、建設工事等を行う際には、届出が必要となりますが、年間100件程度の届出を受理しています。

続きまして、21ページに公害苦情の件数を示していますが、ここ10年で年間200件程度ありまして、大気汚染に関する苦情が多いといった割合となっております。苦情があった場合は、速やかに現地調査を行って、当事者に指導や助言を行ったり、原因調査を実施しています。

次に22ページをご覧ください。地球温暖化・酸性雨など地球的規模の環境問題についてですが、地球温暖化対策につきましては、倉敷市地球温暖化対策実行計画に基づいて、住宅用太陽光発電補助、電気自動車購入補助、緑のカーテン普及事業などを行っております。ここでは、酸性雨の測定結果や太陽光発電システム設置補助件数を記載しております。太陽光補助件数につきましては、近年は約1000件の補助を行っております。

次のページにいきまして、廃棄物についてですが、ごみの発生量は、ここ10年減少傾向にあります。これは、マイバッグ・マイ箸運動、リサイクルやごみの出し方の出前講座などの啓発効果が出ているのではないかと思います。リサイクル率の推移について、24ページの下にグラフがありますが、平成17年度から資源循環型の廃棄物処理施設の水島エコワークスの稼働開始後から、約48%と全国的にも高いリサイクル率となっております。

続きまして、最後のページです。今後の環境問題解決のためには、環境学習や環境教育を行っていくことが大事であると思われますが、倉敷市では、この表にありますように、環境フェスティバル、リサイクルフェア、自然観察会などの様々なイベントを実施しています。また、市職員が講師として地域に出向く出前講座といったものも実施しておりまして、その利用状況はグラフにありますように、年々増加傾向にあります。

平成24年4月には、環境交流スクエア、旧水島サロンですが、この西棟部分に環境学習センターがオープンしますので、環境学習の拠点施設として活用したいと考えております。

以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。環境白書の概要版を基に説明いただきましたが、何か質問等ありませんか。

(委員) 資料の5ページで気になるところがあるのですが、3点質問をしたいと思います。中段に「市内からの記録のある希少野生生物のリスト（倉敷版レッドデータブック）掲載種一覧」があるのですが、淡水魚類が24種類となっております。以前送付いただいた環境白書資料編の中で確認しましたところ、実際にはレッドデータには岡山県内で確認されたものをリストアップされており、そのうち倉敷市には何種類出

ているか掲載されていたと思います。それについて確認すると、今回の表記と少し異なるのではないかと思います。例えば淡水魚類でいうと、倉敷市で記録のあるものは16種類しかありません。表記の仕方が、あいまい又は分かりにくいと思いますので、事務局で検討をお願いします。次に2点目です。倉敷版レッドデータブックのことで、今回の基準となっているものが岡山県のものですと2003年のレッドデータブックが検討材料として、利用されていると思います。岡山県レッドデータブックは2009年に改定されています。その改訂版レッドデータブックの出版は、倉敷市自然史博物館から2010年に発行されています。これには、倉敷市の予算が使われているものと聞いています。こうした市の予算が使われているものが利用されずに、平成23年度の環境白書にそのまま過去のデータが掲載されているのがどういうことかということです。次に3点目です。これは、後の協議事項に関係するかもしれませんが、この倉敷版レッドデータブックのあり方について、この審議会の場で審議いただきたいと考えています。倉敷版レッドデータブックを一から独自に作成する、若しくは今後これを改定していくということは、困難なことが予想されます。私の意見ですが、倉敷版レッドデータとしてではなく、岡山県版レッドデータブックを基に、倉敷市における希少野生生物の生息確認情報として一度整理してみてもはどうでしょうか。それを基に、倉敷市の環境行政に反映させていくという方向で、検討していただきたいと思います。

(事務局) 委員ご指摘のとおり、「市内からの記録のある希少野生生物のリスト(倉敷版レッドデータブック)掲載種一覧」の淡水魚類の数は、事務局の記載間違いと思われるので、再度確認の上、訂正をいたします。

次に、岡山版レッドデータブック2003年版との比較やそのデータを基に倉敷市のデータを扱っているということですが、これについても内容を確認の上、最新のデータで更新をしたいと考えております。

次に、倉敷版レッドデータブックを作ることの意義についてですが、委員のご指摘のとおり、倉敷市だけで希少野生生物の調査を行い、レッドデータブックを作っていくことは、非効率でありますし、倉敷市も含めた岡山県の基礎データがあるのであれば、そのデータを利用することが適当であると考えますので、今後検討して、審議会の意見をお伺いして、方向を決めていきたいと思います。

(会長) 分類群として5種類あがっていますが、それぞれ出典が異なったり、発行年度が違ったりすると、間違いが生じる可能性がありますので、出展、発行年度を明確にして、そのデータを引用した旨を記載する必要があると思います。そのような観点で、データの修正をお願いします。

(委員) 関連の質問ですが、同じ資料の5ページで、岡山県とすりあわせや協議などは行っているのですか。

(事務局) 倉敷市環境政策課自然保護係だけで調査を行っているわけではなく、自然史博物館や岡山県自然保護課と協力しながら、岡山県のレッドデータブックは作成され

ています。当然、協議や交流の場はあります。

この資料を作成する上での確認不足が、原因であると考えられます。修正が必要な部分は修正して、委員の皆様にもご連絡しますし、ホームページ等も修正していきます。

(委員) 資料 6 ページの外来生物ですが、調査をすることになり、ニュースで報道されていたのは、倉敷市ですか。

(事務局) 先日、新聞で報道されたのは、倉敷市自然史博物館でされるものだったかと思います。環境部局から委託等を行っているものではありません。

(会長) それでは、自然史博物館が独自に観測されるということですか。倉敷市の公式なデータとして使うかどうかということがはっきりしていないと、数少ない部署から別々の数字が出て、違いがあると困ると思います。

(委員) 事務局が把握していないというのは、縦割り行政になっているのではないかと思います。連携を十分とってください。市民から見ると文教も環境も同じですので、市民の方が見ておかしいと思われたいようにお願いします。

(事務局) 環境部局がするとしても、自然史博物館がするとしても、出典を明記しながら、データをお互い有効に利用していきたいと思います。

(会長) 資料 5 ページに平成 22 年 11 月に自然保護監視員、市民、関係職員に対して外来生物の調査の結果を報告したと記載していますが、この結果から特定外来生物一覧の数字が決定されたということですか。

(事務局) 資料 5 ページの平成 22 年の報告会については、平成 21、22 年度に実施した外来生物調査の結果を報告したものです。この報告は、量的なものではなく、種類の調査の結果を報告したものです。資料 6 ページの一覧は、この調査の結果も含めたデータを記載しています。

この平成 21、22 年度に実施した外来生物調査は、国の緊急雇用対策事業を利用して、調査員を雇って調査をしたものです。この調査は、環境政策課が独自に調査したものです。報告会はその調査結果を報告したもので、他のデータは使用していません。

(委員) 先ほどの説明で行った調査は、魚類の分布の調査ではなかったでしょうか。他の種類の調査も行ったのでしょうか。アライグマの結果は報告されていたと思いますが、その他の結果は詳しく触れられていなかったと思います。

(事務局) 2 回に分けて調査を実施しており、その結果をまとめて報告会を実施しています。調査は行いましたが、細かい数字までは、触れていませんでした。

(委員) そのときの調査では、セアカゴケグモは確認されておらず、その報告はなかったと思います。このため表の作り方を、はっきりさせたほうがいいと思います。県のデータを参考に使用しているのなら、そのことを明記するのがいいと思います。

また、1 点補足ですが、スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ) については、分布を環境部局で調査して、駆除については農林部局で対応しました。

(会長) データの取扱は、出来るだけ慎重にする必要があると思いますので、今回の意見を参考に配慮をお願いしたいと思います。

(委員) 資料 1 2 ページの河川の調査の位置の分かる資料の提示をお願いします。また、資料 2 1 ページの公害苦情の悪臭の内容の分かるデータを教えてください。どういった内容の苦情が多かったのか教えてください。

(事務局) 河川の調査地点については、本日の資料としてご用意はしていませんが、環境白書の本編 2 8 ページに記載しています。

悪臭の苦情については、塗装に伴うシンナーや有機溶剤の悪臭の苦情が、割合として多い状況です。その他、焼却での悪臭苦情もあります。

(委員) 水島コンビナートからの悪臭苦情はありますか。件数は多いですか。

(事務局) 水島コンビナートから何か分からないが、においがするという苦情もあります。件数としては、あまり多くはないです。

(2) 環境監視センター測定局移転に伴う測定体制の見直しについて

(会長) 環境監視センター測定局移転に伴う測定体制の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 環境監視センター測定局移転に伴う測定体制の見直しについて、説明いたします。

平成 2 4 年 4 月 1 日から旧：水島サロン、現：環境交流スクエアの西棟に、現在福田町古新田にある環境監視センターが移転し、運用を開始いたします。この移転に伴い、環境監視センターに設置している環境監視センター測定局も新たな環境交流スクエアに移転することになります。

倉敷市大気汚染常時監視測定局配置図をご覧ください。これは、水島地区を中心とした大気汚染測定局の配置を示しています。黒丸が大気汚染測定局を示しています。水島地区には、連島局、春日局、二福局、監視センター局などが配置されています。その中の監視センター局が、中央下の色をつけている位置に移動になります。移動はしますが、環境交流スクエアの新しい監視センター局で従来の測定項目は継続し、市内の大気測定局の親局としての位置付けは変わりません。

次に測定局と測定項目再編成(案)をご覧ください。現在親局としている監視センター局の移転に伴いまして、二福局の測定項目の充実を図り、福田町の大気環境の監視を充実したいと考えています。二福局と監視センター局は、どちらも周辺が田と住宅が混在している地区にあり、大気汚染の影響も南西に位置する水島コンビナートからの影響が大きいものと考えています。二福局と監視センター局の二酸化硫黄の測定結果を比較しても、同様な傾向があることから、福田町の監視の代表地点として、二福局の測定項目の充実を図りたいと考えています。追加する項目としては、監視センター局において、現在環境基準を満足できていない光化学オキシダントと浮遊粒子状物質を考えています。光化学オキシダントは、人の健康を考えた上で、緊急時に同地

区への広報活動をする必要がありますので、測定したいと考えています。浮遊粒子状物質は、平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）と、かかわりの深い項目として、測定したいと考えています。

続きまして、港湾局についてです。監視センター局が環境交流スクエアに移転して、市内の大気測定局の親局になり、新たに大気の測定を始めます。現在の港湾局は、岡山県の水島港湾事務所に設置してあり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質と風向風速を測定しています。新たな監視センター局において、これらの測定項目は全て測定することとなります。これらの測定局の位置関係ですが、地図のとおり港湾局と新たな監視センター局の距離が、直線で300mという非常に近い位置にあります。また、港湾局と新たな監視センター局の位置関係からして、水島コンビナートの影響は、南風を受けたときの影響が同様に大きいと考えられます。これらの測定局の2.3km北に春日局という大気測定局がありますが、この春日局と港湾局の大気濃度の関係を、議事2-2に示しています。これは、月平均の過去5年間の測定結果の推移を示したグラフです。春日局と港湾局は、2.3kmの距離がありますが、濃度の変動は同様の動きをしていると判断しています。汚染の状況は、追従したような動きにあり、春日局と港湾局の2.3kmの距離ではなく、港湾局と新たな監視センター局は300mの距離であり、新たな監視センター局で港湾局の代替をしても問題ないと考えています。なお、港湾局においては、港湾法に規定する人が住居するエリアではない位置付けの臨港地区に測定局があります。そのこともありまして、新たな監視センター局に統合したいと考えています。

以上の再編成を考えていますので、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っています。

（会長）港湾局を廃止し、現在の監視センター局を環境交流スクエアに移転するということです。港湾局と春日局のデータは、二酸化硫黄については、ほとんど同じ傾向を示しており、SPMについても同じようなデータを示しているということから、港湾局を廃止して、すぐ傍にある新たな監視センター局でデータの代替が出来るであろうということです。何かご質問はありませんか。

（委員）24箇所の測定局で測定したデータを新たな環境監視センターに送ってくるのですが、それから先の情報提供、例えば市民がそのデータを見たい時や、オキシダントの情報がどのようになっているか知るには、どうすればよいのですか。

（事務局）委員の質問の内容については、現状の利用状況と変更はありません。移転する環境監視センターで一括してデータ収集し、加工して、市のホームページに掲載します。それから、国の「そらまめくん」という大気汚染情報の公表システムにも送信しており、閲覧が可能です。また、環境交流スクエアの入り口付近になると思いますが、大気汚染常時監視の結果を表記することも検討しております。

（委員）二福局と監視センター局の件ですが、どちらか取れと言われたら、二福局を廃止しても、環境監視センターの近くの、例えば福田中学校で測定するのが適切だと考

えます。もし市民の方に理解が得られないで、二福局も必要ということになったら、両方残すのがいいと思います。という理由は、この地区の大気汚染を心配する場合、地図の南西側から北東側に向けて風が吹いたとき、ちょうど現在の環境監視センターの位置は、この地域の住居地域を代表する非常に重要な位置であると考えられます。この測定局を廃止するというのは、地図の配置から見ても、不適切ではないかと思います。市民の方々から、そういう指摘があったときに耐えられない可能性があると思います。現在の環境監視センターの付近にある公共施設の福田中学校に測定局を残すのが、適切であると思います。市民の方の理解が得られるのなら、二福局を廃止して福田中学校に測定局を移転するのがいいと思います。市民の方の同意が得られないのであれば、両方とも残すのがいいと思います。

それから、新しい監視センター局の考え方は、適切だと考えますが、一つ注文があります。新しい監視センター局で、微小粒子状物質（PM_{2.5}）を測定するのがいいのではないのでしょうか。議事2を見ますと、松江、大高、倉敷美和でPM_{2.5}を測定していますが、松江よりも水島工業地帯の代表的な地点として新しい監視センター局で測定するのがいいのではないかと思います。

なお、現在の監視センター局のデータは、継続性から見ても廃止はしないほうがいいと思います。

（会長）環境監視センターが移転することが、今回の測定局の再編成の主な理由だと思いますが、どうですか。大気汚染というのは、発生源からの風向によって大きく左右されますので、年間の平均風向分布図を地図の測定局の近くに貼り付けてあれば、どの測定局が重要な位置になり、その発生源はどこかということが分かると思いますので、そういったデータが必要だと思います。

（事務局）現在の環境監視センターですが、跡地を同じ機能のまま残すことが出来ない状態です。そのため、するとすれば近隣の公立の学校に移転することになります。現在は、平成24年4月1日に向けて、二福局を増幅していく予定としています。今後の課題として、二福局を増幅しまして、近隣の公立の学校で測定が出来るかどうか検討していきたいと思います。

PM_{2.5}の計画につきましては、平成23、24、25年度の3年間で、浮遊粒子状物質の配置を考慮しながら、整備していくよう計画しています。平成23年度に、3測定局にPM_{2.5}の測定装置を設置しました。来年度以降、監視センター局も設置する予定で、計画しています。

（委員）先ほどの二福局を廃止して、監視センター局を残すという案に賛成で、ぜひそのようにしていただきたいと思います。その理由は、以前に大気の測定で状況を把握したことがあるのですが、監視センター局の位置は地図で分かるように、平地の真ん中にあります。真南の風が吹いたときには、例えばホルムアルデヒドについて、松江局のデータは上がらないのに、監視センター局のデータが上がるということがありました。住宅地を通り抜けて、平地の一番奥にある監視センター局に大気汚染が来るの

だと思います。二福局は、山際にあるので、全く違ったデータになります。ちょうど監視センター局というのは、平地の住宅地の真ん中にありまして、西側からの風、南側からの風の時は大気汚染のデータが上がり、東側からの風のときは全く大気汚染のデータが上がらず、風向風速で発生源を特定しやすいようなデータがあるという点が非常に重要であると思います。二福局を増強して、その後で検討するということが、二福局は現在二酸化硫黄しか測定しておらず、経費は多少かかると思いますが、移転することに問題ないと思います。監視センター局の多数の測定項目は、非常に重要な地点の測定結果であると考えています。それが、いきなりなくなって、位置が近いから問題ないだろうというのは、データを利用していると、簡単に結論は出せないと考えています。ですので、隣の福田中学校に二福局の1台しかない測定機を持ってきて、そこを重点とするのがいいと思います。監視センター局は、放射性収支などの色々な項目を測定しているかと思っています。環境省や岡山県も測定局の配置を色々と考えていますけれども、キーポイントとなる測定局は、他の測定局が出来たからといって移動してしまうのはどうかと思います。倉敷市全体の大気の見えているのが、監視センター局と松江局と考えて、データを利用していた経緯からもそのように思います。

(会長) このようなデータをどのように使うかによって、測定局は選定されるべきで、過去のデータがどのように評価できるかから議論がなされるべきと考えられます。先ほどの説明で、過去のデータに基づいてという訳ではなく、環境監視センターの移転が一番の原因と思われますが、先ほどの2名の委員の意見にあったように、十分にそれぞれの設置場所の意義、目的、データを何に使われているのかについて、一つ一つ説明がつくようにした上で、移転するのはやむを得ないと思います。また、過去のデータとの対応性の確認なしで、安易に移転するのは問題があると思います。ですので、大気汚染について専門にされている委員と移転について技術的な相談をした上で、検討することは出来ませんか。

(事務局) 専門家の委員の言われることはよく分かります。継続性に関しても、監視センター局は、岡山県が設置した測定局であり、一番データが蓄積された測定局であることは分かっています。倉敷市の測定局数は、かなり充実しており、現在の大気汚染の状況を見ますと、これを集約する必要があると思っております。どこを集約するかにつきましては、市民の皆様のご理解をいただいております。内部的な検討は行っています。

監視センター局と二福局の地形については、先ほどのご意見のとおり、田の中の平地と山際にあり、距離は近いですが、異なることは理解しています。現在、二福局の測定項目の充実をする計画をしていますが、建物が小さいのでいずれ改修する必要がありますと考えています。監視センター局は、南側に福田中学校がありますので、その時点で、福田中学校の方が適切か、二福局の方が適切か検討したいと考えています。

4月以降は監視センター局のデータが取れなくなりますので、それについては二福

局で、当面監視を継続していきます。測定局を福田中学校に移転するか二福局のままで継続するかについては、今後検討して、遠くない将来に結論を出したいと考えています。その際には、この審議会でもご意見をいただきたいと思います。

(会長) できることなら審議会で意見を聞く前に、専門家の委員の意見を先に聞いておくのがいいかと思います。

(委員) 議事1の8ページを見ますと、オキシダント濃度は増加傾向にあり、10ページを見ますと、オキシダントの情報・注意報の発令回数は増えている傾向にあります。この状況の中で、市民の方の心配として公害はなくなっておらず、どうして測定箇所を減らすのかということが疑問だと思います。そういった市民の方の不安も考慮して、単純に測定局を統合すればいいという安易な考えではなく、先ほどの意見にあった土地の利点もあるので、よく検討して簡単な結論を出さないように要望します。

(会長) 事務局としては、難しい状況だとは思いますが、一番何が大切なのかという観点から、場合によっては計画変更も含めて配慮していただければと思います。

(委員) 岡山県は、環境省のガイドラインと比較すると、測定局の数は3倍くらいの数があります。倉敷市は、この環境省のガイドラインで判断しないという基本姿勢をとられていると思いますが、このガイドラインと比較すると10倍くらいの測定局の数になります。このように、基本的なものの見方が、それくらい充実している市だという認識を持った上で、実施していただきたいという要望です。大気汚染については、過敏と言われるくらい手当てをしていると考えています。現在の環境監視センターは、土地が使えないのでその位置で測定が出来ないというのが、事務局の考えだと思いますので、ご理解をしていただければと思います。

(会長) 環境省が中央で考えるのと、過去の公害問題があった倉敷市が考えるのと、考え方が違っていいと思います。10倍が適切か、5倍が適切かという問題ではなく、今、倉敷市としてどのような測定をして、どのような評価をしたいのかが大切であると思います。その評価が満足できれば、測定局の数を減らしていくことは問題ないですし、過去のデータで大気汚染の影響はないことを説明すれば、市民の方にも理解が得られると思います。ただ、測定局を減らしますというだけでは、理解が得られないと思います。倉敷市の測定局の数が、他自治体よりも非常に多いのは、過去の歴史があったからだと思いますが、その上で、測定局を減らすのはどのような考えに基づいて減らすのか、移転するのはどのような目的で移転するのかという論理が適正であることが重要であると思いますので、配慮をお願いします。

(3) 倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）について

(会長) 倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）について事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）について説明します。

前回の審議会でご報告したネイチャープランが完成したので、改めて報告いたします。議事３－１くらしきネイチャープランについて、方針等、大まかな内容に関しては、前回の審議会から変更はありません。今回、議事３－２実施事業計画表について、庁内で関係各課が実施する事業内容を、分野別に整理して作成しました。

基本的に前年度までの計画と大きな変化はありませんが、来年度以降、先ほどから説明している環境交流スクエアに、環境監視センターが移転することに併せて、環境学習センターを設置します。その運営が、来年度から開始することに伴い、環境学習事業が充実する計画となっています。また、第二次環境基本計画にも謳ってある倉敷版生物多様性地域戦略の策定を、実施計画に加えていることが新たな部分です。生物多様性地域戦略の策定については、後ほど説明いたします。

今後、実施計画に基づく各事業の実施状況については、これまでどおり、次年度はじめに集計し、その結果を審議会に報告させていただきます。

続きまして、議事３－３生物多様性地域戦略について報告します。次年度より本格的に策定に着手する予定の生物多様性地域戦略について、現在の状況を簡単に報告いたします。

１枚目：策定根拠ですが、平成２０年に国が施行しました「生物多様性基本法」において、地域ごとの特色に合わせた生物多様性地域戦略の策定が努力義務として示されています。本市でも、これを受け、平成２３年度より運用を開始した第二次環境基本計画で、倉敷版の生物多様性地域戦略の策定を謳ったところです。国では、生物多様性国家戦略２０１０が策定されており、現在は、第４次国家戦略を策定中です。現在、中核市では、策定済みの市はないと聞いております。柏市、豊田市の２市が策定中という状況です。これまで、本市はネイチャープランを持っていたましたが、行政主体の計画でありました。今後、地域の生物多様性を保全し、持続的に利用していくためには、市民、環境団体、企業、農林水産業の従事者など、いろいろな主体が関わる必要があります。そのための計画を作っていこうとしております。

２枚目：策定にあたりまして、どのような方針で策定を行っていくべきか検討するため、昨年１０月に倉敷市生物多様性地域戦略策定方針検討会として、８人の委員にお願いし、設置しました。本検討会では、「目次」や「そのために必要な調査内容や調査方法」というような、「骨子（案）」の作成を始めているところです。

３枚目：検討会には、生物や環境教育の専門家、市内環境団体の代表の方にお集まりいただいております。本審議会からも青江委員、梶田委員の両名に御参画いただき、梶田委員には座長をお願いしているところであります。

４枚目：今後のスケジュールですが、今後は骨子を基にしまして、策定検討会、庁内の会議それぞれで検討を重ね、その素案をもって本審議会に諮問させていただき、ご討議、答申をいただくよう考えています。平成２４、２５年度の２年間の期間で策定する予定としています。

なお、素案の策定に当たりましては、検討会、庁内の会議、市内各地域での懇談会

や、今後の予算の状況にもよりますが、追加の自然環境基礎調査なども予定しています。平成24年度中に、素案を作っていこうと考えています。

(会長) 倉敷市の生物多様性地域戦略については、策定方針検討会が立ち上げられており、平成24年度は4月から検討を進めて、その途中で環境審議会に素案が提示されるということだと思いますが、何か意見はありませんか。

(委員) 青江委員、梶田委員が検討を進めていくことについて、非常に期待をしています。

ネイチャープランについて、前回の審議会でも意見を出しましたが、倉敷市の自然をどのように評価するのかというような、総合的な評価指標を、このネイチャープランの期間中に作っていく必要があると思います。例えば、緑被率を大きな指標として把握するとか、生物多様性についてスタンダードと経年的な変化を把握するとか、ネイチャープランの成果を把握するような大きな指標を作っていくのがいいと思います。

生物多様性地域戦略について、非常に重要なものだと考えています。そうすると、生物多様性地域戦略の位置づけとネイチャープランの位置づけについて、整合性を整理するのがいいと思います。生物多様性地域戦略が、このネイチャープランを包括するような計画になる可能性があります。国の法律の上では、「生物多様性基本法」を制定したときに、この法律が自然環境保全関係の法律の基本法であるという考え方をとっています。このようなことから、10年後にできていなければならないということではありませんが、自然環境保全や生物多様性保全に関する政策体系も、議論があればいいと思います。これらの計画が、並列でも問題ありませんが、そういった視点も必要だと思います。

倉敷市が自然保護や自然環境保全に取り組んでいるこれまでの経緯は、他の市町村と比較して誇るべき伝統を持っていると思います。自然保護条例をいち早く策定したり、自然史博物館を作ったり、非常に立派な伝統を持っていると思っています。柏市と豊田市に次ぐ生物多様性地域戦略への取り組みということで、非常に期待しています。

(事務局) 先ほども説明しましたが、ネイチャープランは市の予算がついた政策的な実施事項を列挙しています。当然、生物多様性地域戦略は、市民、企業やNPOといった地域と行政が、共に進めていく取り組みを規定しています。従って、検討会で十分に議論をしていただく予定にしていますが、場合によっては生物多様性地域戦略の中にネイチャープランを入れてしまうことも考えています。また、総合的な取り組み、評価をして、基本計画の目標に合致していくような計画とするよう考えています。二つの計画の扱いについては、検討会で十分検討していくよう考えています。

また、平成24年度に市長選がありまして、来年度予算が不確定な部分が非常に大きい状況です。特に基礎調査については、予算が不確定です。このため、平成24、25年度で策定する予定としていますが、場合によっては3年間必要になる可能性もあります。

(会長) 生物多様性地域戦略とネイチャープランは、100%合致するものではなく、多少は違った側面があると思っています。2つの計画について、どのように整合性をとっていくかは、配慮をお願いします。

(委員) 策定検討会の際に、先ほどの質問と同じような質問をしました。生物多様性地域戦略を策定することについて、環境審議会との整合性や位置づけを心配していました。生物多様性地域戦略を策定していく中で、ネイチャープランに反映することができる部分は、十分に活用できる方向で戦略を策定できたらと考えています。

(委員) 地域戦略の座長として、昨年の10月に検討会を実施しましたが、策定中の市町村が全国で2市しかなく、しかも実施していることもバラバラで、暗中模索の状態で当日参加した委員が、それぞれの夢や希望、出来ること出来ないことを話し合いました。まだ具体的には、何をどのようにするということは決まっていません。ですから、皆様方の中で、ぜひこういうことをしてはとか、こういう具合に進めてはとかといった意見があれば、承りますのでよろしくお願いします。

(会長) この環境審議会は専門委員会ではなく、策定検討会は専門委員会ですので、審議会との関係などはあまり考えずに、夢や希望が溢れ、審議会を超えるような議論がされることを期待しています。

(委員) 議事3-2実施事業計画表(4)の希少野生生物の「生息・生育環境の保全」という施策内容の中に、「スイゲンゼニタナゴ個体群の保全」という項目があります。委員を10年務めて、やっとこの項目が追加されて、非常にうれしく思っていますが、具体的に何か考えていることがあれば、教えていただきたいと思います。

(事務局) 現在、項目として「スイゲンゼニタナゴ個体群の保全」と記載しています。一昨年から青江委員のご協力を得ながら、スイゲンゼニタナゴの生息区域での公共工事への配慮の提案や、どうしてもだめな時は個体自体の移動を行っています。そういったものを総合して、このような表現になっています。このような取り組みを、環境政策課としてより一層広げるように考えています。各支所の土木担当職員や地元との調整にも、環境政策課として係わって行きたいと考えています。もっと効果的・有効的なものがありましたら、提案いただいて、実施出来る、出来ないについて一緒に検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) こういった事業は、市民の方の理解・協力が重要だと思います。施策の対象となるような四季折々の写真を、市役所で見る事が出来るような取り組みがあると、一般市民の方の関心も得られて、スイゲンゼニタナゴの保全についても理解が得られると思いますので、検討をお願いします。

(4) 倉敷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について

(会長) 倉敷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、倉敷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について説明しま

す。

この事務事業編というのは、倉敷市役所が排出する温室効果ガスの削減計画です。この事務事業編は、平成12年度に策定しまして、平成22年度まで第二期の計画を運用してまいりました。平成22年度で第二期の計画が終わりましたので、今年度である平成23年度からの新しい計画を作るために、今年度策定してまいりました。昨年12月までに事務局案を取りまとめまして、1月4日から17日まで庁内の全部署から意見照会して、その意見を反映したものが本日の資料「差替え分・議事4-1」、「差替え分・議事4-2」です。

1ページをご覧ください。第一期、第二期の達成状況を表1に示しています。第一期計画、第二期計画とも削減目標を達成しております。3ページをご覧ください。次の第三期計画を策定するにあたりまして、基準年、計画期間をどのように設定するかについて検討しました。本市では、平成22年度に倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。区域施策編は、倉敷市全域から排出される温室効果ガスの削減計画です。この区域施策編と事務事業編との整合をとるために、目標年と基準年を合わせています。まず基準年が2007年度（平成19年度）、目標年を2020年度（平成32年度）としております。そして、計画の期間は、今年度である2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間としております。

次に、4ページをご覧ください。第三期計画では、対象となる施設は市役所が持つ全ての施設が対象となっています。ただし、第二期計画と違いますのは、指定管理者を追加しています。第二期計画では、指定管理者が除外されていましたが、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が平成20年に改正されまして、昨年度から市役所の市長部局、教育委員会、水道局の3部署が省エネ法の対象部局となりました。この省エネ法では、指定管理者が対象となっていますので、今回の新しい事務事業編では、指定管理者も対象施設として追加しています。

次に、7ページをご覧ください。市役所が排出している温室効果ガスですが、年間約10万トンになります。エネルギーの使用によるものが67%、その他エネルギーの使用によらないものが33%です。エネルギーの使用によるものの内訳は、82%が電気の使用によるものになっています。エネルギーの使用によらないものの内訳は、一般廃棄物の焼却によるものが95%を占めています。

次に、目標年度に向かって、何%削減するか目標を示したグラフが9ページになります。基準年である2007年度に比べて、目標年の2020年度に30%温室効果ガスを削減するという目標値を設定しています。この目標設定の根拠ですが、先ほど申しましたように、倉敷市全域から排出される温室効果ガスの削減計画を昨年度取りまとめておりまして、2007年度比で2020年度に12%の削減を目標としております。そして、全体の12%の目標のほかに、各部門の産業部門、家庭部門、ビル系の民生業務部門、運輸部門で目標値を定めました。その中で、倉敷市の業務がど

の部門に該当するかを見た場合、表５のとおり産業部門に３部局を示しています。リサイクル推進部が、一般廃棄物の処理に関する部局です。次が下水道処理、その次が浄水処理です。その３部局は、プラント系ということで、産業部門に分類しています。その他の各部局に関しては、ビル系がほとんどですので、全て民生業務部門に分類しています。その分類により目標値を区域施策編と合わせまして、産業部門は１２％、民生業務部門は３９％という目標値を定めました。それを市役所全体で平均しますと、エネルギーに関しては３０％削減となっています。エネルギー以外から排出される温室効果ガスの削減は、一般廃棄物処理基本計画に基づいて、温室効果ガスの削減量が３０％程度になることが試算されましたので、エネルギーとエネルギーによらないものを合わせて、市役所全体から排出される温室効果ガスの削減量の目標を３０％としています。

この目標値を達成するための施策について、１０ページをご覧ください。削減に向けた取り組みですが、全庁共通取組事項と個別取組事項の２つに大きく分けています。全庁共通取組事項に関しましては、議事４－２をご覧ください。エネルギー管理標準という名前を付けている文書です。共通事項として４種類を定めています。公用車、照明設備、事務用機器、空調機の４つの管理標準によりまして、職員共通の削減取組を行っていきます。個別取組事項に関しましては、①公共工事に関する取組です。公共施設の省エネ・低炭素化を図るため、設備の導入時の指針を作成しました。それが「倉敷市公共施設低炭素配慮指針」です。これを平成２２年度に庁内関係部署との協議によりまして、平成２３年度４月から運用しています。これによりまして、公共施設を新設する場合には、配慮項目ごとに、例えば空調設備、照明設備や外壁の断熱効果など、省エネ効果が見込まれるものを取り入れる予定としています。また、改修におきましても、この配慮指針に基づいて改修計画をたてることとしています。②施設の省エネルギーに関する取組です。省エネルギー法によりまして、市役所の全体の各施設が使用しているエネルギー使用量を重油換算で算出しております。そのエネルギー使用量が多い施設から、平成２２、２３年度の二カ年で、１６施設におきまして、エネルギー管理標準を設定しました。各施設にエネルギー管理標準をおきまして、管理を適正に運転することにより省エネ化を図っております。その管理標準を、今後、エネルギー使用量が多い施設から、順次増やしていきながら、施設の省エネルギー化、温室効果ガスの削減に努めていきたいと思っています。

進行管理について、１２ページをご覧ください。この計画の進行にあたりまして、温暖化対策ワーキンググループの中に、省エネ・温暖化対策推進委員会という組織を設けています。この組織は、既に平成２２年度から動いておりまして、市役所の施設を管理する部署の所属長を委員とし、その中で施設ごとの省エネ活動を検討している委員会です。次に公共施設低炭素化検討委員会ですが、これが「倉敷市公共施設低炭素配慮指針」を策定した委員会です。この配慮指針を運用していく委員会が、こちらになります。この委員会によりまして、施設管理、公共施設の建設に関して、省エネ

化を図っていきます。そして、各課への通知ですが、この計画が成案となった後に、庁内の各部署に環境管理推進員を指名しまして、推進員を中心に各部署で省エネ、温暖化対策を進めていく予定としております。

(会長) 庁内の具体的な地球温暖化対策の実行計画の説明がありましたが、ご質問ありませんか。

(委員) 最初、倉敷市が排出する温室効果ガスの地球温暖化対策実行計画と説明がありましたが、例えば下水処理場から汚泥が出ます。この汚泥は、岡山県環境保全事業団で焼却していると思います。この事業団で焼却する場合も、二酸化炭素が排出しますが、ここには関係しないと思います。しかし、実際に汚泥の量が少しでも減れば、それは二酸化炭素の削減になると思います。また、公用車の管理標準を作っていますが、職員が通勤にb i k e b i zをもっと実施すれば、二酸化炭素の削減につながります。

結論として、例えば車の修理工場では、車の修理の依頼があったときに、新品部品を使うか、リサイクルの部品を使うかについては、数値目標には関係ないですね。どちらを使おうが、修理工場にとっては二酸化炭素の排出量は同じですが、リサイクル部品を使うことによって、その地域全体の二酸化炭素の排出量を削減することになります。そういった、数値ではない部分の目標はないのでしょうか。

(事務局) 現状、この温室効果ガスの削減計画には、それは含めていません。ただ、先ほど委員が言われたb i k e b i zのように、市民として実施することについて、記載が無いという意見が、庁内意見からもありました。11ページのコラム2に、「倉敷市民としての取り組み」ということで、記載しています。地球温暖化対策室では、グリーンくらしきエコアクションということで、家庭や事業所、街で取り組める温暖化対策を取りまとめた冊子を作っています。この中に、20の取り組みを記載していますが、その中に先ほどのb i k e b i zのような取り組みも記載しています。これを参考にしながら、職員の一人一人が地球温暖化対策に取り組むよう啓発しようと考えています。

(会長) 市としての取り組みと個人としての取り組みと、使い分けや住み分けが難しいところだと思います。下水の汚泥の問題は、全く無視するのは難しいのではないのでしょうか。

(事務局) 下水汚泥の処理については、下水道部局で検討してまして、消化によって下水汚泥を減らすということも検討しています。しかし、その処理については、経費もかかり税金が必要になります。温室効果ガスの削減だけではなく、経費削減という面からも、消化による汚泥の削減について研究を進めています。

(委員) 倉敷市が外部へ工事や業務委託を発注する際、事務事業編の次の課題として、発注する相手方について、例えば低炭素型や環境への負荷の低い企業を選ぶとかを条件とすることは可能でしょうか。最初は、そのような配慮についてどのような取り組みをしているのかを、委託契約に盛り込むようなことから始めていくべきだと考えます。この計画は、2020年までこの計画で進めるということは結構ですが、市の外

部発注業務が温室効果ガスや廃棄物を出すという側面から、この事務事業編を新たな側面から見るということを進めてはどうかと思います。

(会長) すぐに取り組むということは難しいと思いますが、かつて公害問題で外部経済として取り扱うことで、大きな問題を起こしたことがあります。それと同じで、市の外に出してしまえば、排出量がゼロということになりますので、先ほどの意見は非常に重要だと思います。他の都市では行っていないかもしれませんが、率先して環境最先端都市に相応しい政策として、そろそろそういった議論を始めることも必要だと思います。

(事務局) ご意見参考にしていきます。

(委員) 4 ページの民生業務の教育の部分で、学校園が対象施設として掲載されています。お願いですが、子どもの学習環境について影響が出るような施策であるのなら、その部分について、例えば照明や扇風機について、十分に考慮していただきたいと思います。また、耐震補強工事のためプレハブ校舎で学習している生徒もたくさんいると思います。子どもの教育環境が損なわれないような配慮は、よろしく願います。

(委員) 先ほどの教育環境については、私が教育振興基本計画策定委員会の委員になっていますので、その場でも教育環境が維持できるようにしていきたいと思います。同じ観点から、例えば暗い中で仕事をするなど、省エネや地球温暖化対策について過度にやりすぎると、安全衛生の部分で危険を伴うこともあります。出来れば12ページの推進体制の中に、安全衛生の観点を入れた体制をとるのが良いと思います。庁内では、管理者が安全衛生については管理しているというのであれば、それで構わないですが、昨年に大きな自然災害もありましたので、我慢をしながら業務に当たるといっても見られました。過度に省エネや地球温暖化対策をしてしまうと、それが当たり前になって、安全衛生の部分が置き去りにされても困るので、体制の中に安全衛生に関する人又は組織を記載するのが良いと思います。

(委員) 先ほどの外部委託に関する意見の後押しになるのですが、私の大学もエコアクション21を取得しており、その実行委員長を務めています。外部委託のことですが、大学はエコアクション21の中でガイドラインを特別に設けています。ISOも同じだと思いますが、自治体専用のものがあったと思います。その中で、委託業者の環境教育という項目があります。実際に係わっている相手に関しては、大学がしていることを周知して、協力を呼びかける部分があります。倉敷市が30%削減する目標を達成しようとするれば、会長が言われたように外部へ委託してしまえば、倉敷市が使用するエネルギーが下がっていきます。それでは、市の排出している温室効果ガスを、外部が代わって排出してしまうという状況になります。それでは、岡山県全体或いは倉敷市全体では減らないことになり、ただ他へ移っただけということになりかねないです。事務事業編を進めるからには、経費の問題があり非常に経費がかさむ場合は別ですが、環境に配慮した委託業者を選び、環境に配慮した業務をするような項目を入れる必要があると思います。私の大学には朝と晩と違う警備会社やセブンイレブンが入

っています。今年も皆さんにお願いして、環境に配慮した形で進めています。それは、委託業者に伝えないことには、倉敷市の環境に配慮した市の行政を、委託業者は理解していないと思います。そういうこともあるので、委託する際には、環境に配慮する項目も加えることをどこかの時点で決めて、土木担当部署の職員にも周知して、委託の業者選びを進めるのが良いと思います。

(会長) 今は実際どのようにしているのですか。

(事務局) 工事、委託の関係ですが、環境に配慮することについては、多方面ありまして、今までは工事の仕様書の中に振動や騒音への配慮については記載しています。倉敷市役所の温室効果ガスは、業者に委託すると業者の排出量になり、倉敷市が行う事業が外注になっている場合、その部分は市役所の削減項目ではありません。しかし、昨年度策定した区域施策編で、環境に配慮した事業を行うよう協力することになっています。従って、どのような形で仕様書の中で、騒音や振動の配慮に加えて、温室効果ガスの削減についてお願いをしていくのかについては、検討していきたいと考えています。

(委員) そのことを更に進めて、10年や15年後の最終的な姿として、委託する条件の中に、温室効果ガスの排出は何トンの計画で、その結果何トン排出したかを、工事の完成図書と併せて報告することを将来目指すような方向性があると良いと思います。

(会長) さまざまな意見が出ましたが、それが実現していくよう、市だけでなく審議会も含めて考えていきたいと思っています。

(会長) 最後に、(1) から (4) までの全体で、何か意見はありませんか。なければ、議事事項について、数字の変更や修正すべき指摘事項がありましたが、修正されることを前提として、(1) から (4) まで認めることとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

5 その他

(会長) その他、何かありましたらお願いします。

(委員) 先日、じっくりみらい公園を散策しました。用水路の在り方についてフリーメールに意見が出ているのですが、チボリ公園の跡の用水路の底部の砂地やコンクリート部分などに手が入ったのですか。そのまま使われたのでしょうか。また、公園の緑が少なくなったことに愕然としました。今後、公園に緑を増やしていく予定があるのでしょうか。一番驚いたのは、前衛的な椅子がいくつか設置されていて、その椅子が必要なのか疑問に思いました。

(事務局) 公園緑地課が管轄ですが、用水路の側道とみらい公園の部分を市が購入して、木を植えるなどの整備していく中で、色々な意見があって現在のような形になったものと考えています。用水路の部分について、緑を多くするというのも有意義ですが、それにお金がかかるという意見もあり、現在の形に成ったものと思います。公園のほ

うですが、いろいろなところで説明をされていますが、避難場所としての活用が予定されているので、現在の芝生公園のまま継続されるものと思っています。

(委員) 木製のベンチのような非難具が置かれている広場の横に、小さな水路が作られていまして、この水路は何のためにあるのでしょうか。すぐ側に用水路があるのに、改めて水路が作られたのは何のためなのでしょう。

(事務局) 親水公園として整備されました。

(委員) 以前も別の会議で同じような意見が出たのですが、用水路自体は灌漑用水として利用されており、灌漑期には非常に流量が多くなります。そういったところに子どもが側によっていくと、危険で親水目的も失われてしまいます。何も障害物のない用水路なので、灌漑期の事を考えると、パブリックコメント等の意見を受けて、子どもの遊び場として親水公園（水路）が作られたものと思います。本線の用水路については、非常に危険なので、自由に人が近寄ることが出来る状態にしておくことは危ないことだと思います。そのために、親水公園（水路）が作られたものと思います。

(委員) 今後、みらい公園に緑がもっと増殖されるのか案じられます。緑豊かな公園にと願っています。

(会長) 民間が入ってくると、行政がどこまで手を付けられるかという問題があるかと思いますが、倉敷市民にとって何が大切なのか、何を求められているのかということについて、仮に市の土地ではなくても、意見が言えるようにするのが望ましいと思います。

では、他に意見がなければ、今日の審議を終わりたいと思います。

6 閉会 あいさつ（環境政策部 塩尻部長）

議事録承認	会 長	青山 勲	
	署名委員	中川 美智子	
	署名委員	難波 浩一	